

部活動に係る活動方針

令和7年5月7日
北島町立北島中学校

1. 部活動方針の策定について

- (1) 本校の部活動において、スポーツ庁及び文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）、徳島県教育委員会の「部活動の在り方に関する方針」（令和5年4月）、北島町教育委員会の「北島中学校に係る部活動の方針」（令和6年5月）に則り、「北島中学校部活動に係る活動方針」を策定するものとする。
- (2) 活動方針及び活動計画等は、学校ホームページに掲載し、公表するものとする。
- (3) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参観日等）を作成し、校長に提出するものとする。

2. 指導・運営に係る体制の構築について

- (1) 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動が実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置する。
- (2) 校長は、本年度において、北島町教育委員会が任命した運動部活動指導員を女子卓球部・柔道部・剣道部に配置し、適切に運用する。
- (3) 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、公務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (4) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (5) 校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について

(1) 適切な指導の実施

- ① 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、スポーツ庁及び文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）、徳島県教育委員会の「部活動の在り方に関する方針」（令和5年4月）、北島町教育委員会の「北島中学校に係る部活動の方針」（令和6年5月）に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・整備の点検や活動における

安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

- ② 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト(燃え尽き症候群)することなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

- ③ 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、スポーツ庁及び文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)、徳島県教育委員会の「部活動の在り方に関する方針」(令和5年4月)、北島町教育委員会の「北島中学校に係る部活動の方針」(令和6年5月)に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・整備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

- ④ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等で好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果を得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4. 適切な休養日等の設定について

(1) 休養日の設定

- ① 学期中は、毎週月曜日を休養日とする。土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ② 長期休業日中については、学期中の休養日と設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ③ 定期テスト前後の休養日について
- ア 中間テスト 原則として、テスト前3日間とテスト期間中の部活動を休止する。
- イ 期末テスト 原則として、テスト前5日間とテスト期間中の部活動を休止する。

(2) 活動時間の設定

- ① 1日の活動時間は、長くても平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行う。
- ② 早朝練習については、放課後の練習が十分に確保できる場合は、原則として行わないこととする。
- ③ 部活動終了時刻・完全下校は、基本的に6時間授業の日は午後6時30分、5時間授業の日は午後6時とする。なお、11月から2月は日没時間の関係で午後6時とする。

(3) 教師の勤務時間管理について

部活動の休養日には、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

5. 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の実施

本県が全国と同様に生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、中学2年生女子の1週間の運動時間が0分の割合が1割を超えていること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

(2) 地域・保護者等の連携

- ① 校長は、北島町教育委員会と連携し、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。
- ② 校長は、北島町教育委員会と連携し、学校と地域・保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6. 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、徳島県中学校体育連盟及び徳島県中学校文化連盟、学校の設置者が定める大会やコンクール等の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

7. 新1年生の仮入部期間の扱いについて

(1) 活動場所の設定

仮入部期間中の見学・体験が可能な場所は、学校内のみとする。本校部活動は学校内のみならず、北島町民体育館やYGKドームを利用して活動することもあることから、学校外の施設での部活動の見学・体験に行くことは禁止とする。

(2) 活動時間の設定

仮入部期間の見学・体験の時間は、原則として平日は 1 時間で土日祝はなしとする。なお、入部届を提出し、正式に入部が認められた場合はその限りではない。

※団体競技で、新 1 年生が入らなければ大会に参加できない等の場合は、入部届を他より早く配布し、提出してもよいかどうか、管理職との相談の上で判断する。

(3) 大会出場について

仮入部期間中に開催される試合に出ることは可とする。